

池田正之輔と戦後初期日中貿易（下）

民間貿易協定に奔走—庄内出身政治家の足跡

岡崎 雄兒

第四節 難航極めた第四次協定交渉

ここで当時のわが国の対中姿勢について簡単にみておきたい。

鳩山は先に記したように中国との関係改善に前向きな姿勢をもつていた。しかし貿易については、民間協定の枠を超えて政府の関与を認めてゆこうという度量はなかつた。そして日ソ国交回復を成し遂げると、これを花道に昭和三十二年（一九五六年）十二月辞任した。後継は、岸信介、石橋湛山、石井光次郎で争われ、岸は第一回投票で過半数を取れず石橋が首相に就任した。この時、池田は親しくしていた岸信介を首相候補に担ぎ奔走した。

石橋は一九二〇年代に、日本は中国大陆に対する膨張政策をやめ、「満州」の既得権益を放棄し、すべからく「小日本主義」の道を歩むべしと說いたりベラリストであり、中国問題には特別に関心をもつていた^{〔34〕}。鳩山内閣の通産相のときに、第三次日中貿易交渉で来日した雷任民代表と戦後日本の閣僚として初めて会談し、またココムの対中禁輸緩和に努めることを表明、さらに『日本経済新聞』（一九五六年六月二十五日）に日中貿易の促進を求める論文を発表するなどしていたことから、中国も石橋新内閣には大いに期待した。

しかし石橋は首相就任後、無理な遊説日程の疲労から風をこじらせ脳血栓となり退陣を余儀なくされてしまう。石橋退陣後、外相の岸が首相に推され、石橋内閣を継承する。だが岸の外交上の重点は日中関係より日米関係にあった。

岸は鳩山・石橋両内閣時代に冷えた日米関係を改善し、日米安保条約の改定に向かう。さらに就任間もない昭和二年（一九五七年）五月末から六月にかけて戦後の首相として初めて東南アジア六カ国を歴訪した。インドではネール首相との会談で「中共の脅威」を煽り、中国に対し十分に備えなければならない、と強調した。また最後に訪問した台湾では、蒋介石總統と会談し、国民党政府の大陸反攻を支持する旨発言を行い北京政府を怒らせた。

インドにおける岸発言を取り上げて、周恩来首相は岸の中国敵視政策を強く糾弾する談話で日本の訪中団に伝え、岸内閣は戦後日本の政権の中でもっとも非友好的であると非難した。岸は後になつてインタビューに応え、「私の内閣では敵視政策はとつていなかつたんですがね」と話しているが、蒋介石の大陸反抗を支持すると発言して敵視していないでは通らないだろう。

池田たちが交渉に乗り込んだ時、日中関係はこうした険悪な状況にあつた。

この時の交渉内容は民間通商代表部の相互設置、両国為替銀行の業務関係樹立、商品分類の調整、貿易額の拡大等で、焦点は通商代表部の問題であった。池田は、後に「日中貿易交渉秘録」で、「中共の原案として提出された内容も、国旗掲揚の権利とか、民間代表部の外交官待遇とか、外交的に極めて重大な内容を日本側に押し付け、なかば強要してきたのである。これは到底日本側として承認できないことはもちろんであるばかりでなく、独立国家としての権威と名譽を傷つけるものである。このように私が判断し、独断をもつてこれを拒否した」と書いている。しかし押し付けたというが、これらは第三次協定に謳われ、池田、村田が鳩山の「支持と協力」を取り付け、中国側が納得したものであつた。

国旗掲揚の権利とか、指紋押印の免除、通商代表部に外交機関に準じる待遇を与えるとかの問題は、法令を改正する必要があった。特に国旗掲揚問題は、大きな政治問題であり、国交のない国に対してその権利を認めれば、問題になる

ことは必然であった。指紋問題も、当時普通人の身分で入国した場合、二カ月以上の滞在では必ず指紋を押捺しなければならなかつた。

この指紋問題の解決のために池田は機敏に動いた。こうしたところは実行力があつた。その結果同年十二月、岸内閣は外国人登録法の改正案（指紋採取不要期間を六十日から一年に延長した）を国会に提出した。

指紋問題が解決の方向に向かつたことと協定の早期締結を求める業界の突き上げによつて日本側代表団は、翌昭和三十三年（一九五八年）二月、中断していた交渉を再開すべく北京に向け出発した。代表団の出発に先立ち、自民党の外交調査会（会長・吉田均元首相）は、池田団長のほか植木庚子郎代議士の出席を求めて会議を開き、第四次協定および同覚書案についての説明を求め、これを検討した。その結果、調査会は、同協定および覚書案に異論があるとし、これを修正するよう求めた。池田は、これまでの交渉経過を説明し、修正は困難であることを強調したが、結論を得ず、両者の協議は二十一日に引き継がれた。

二十一日の協議も意見の一一致をみず、調整は出発当日の二十二日に持ち越された。二十二日午前、自民党は六役会議を開き、先に同党外交調査会から申し入れのあつた「日中貿易協定覚書に対する四原則」を了承した。この後、自民党幹部は池田、植木を赤坂プリンスホテルに招き、同党の要望事項として、池田が四原則にもとづき中国との交渉にあたるよう伝えた。

四原則とは、①裁判権に関し、覚書は明確を欠き、将来の紛争の原因となることを避けるため、それぞれ駐在地の国内法に服する原則によるものとして、外交官特権を附与するものでない②国旗掲揚を「権利」として認める条項を削除③代表部の構成員は、業務上必要とする最小限にとどめること④日中貿易協定および覚書は民間協定であり、本国政府の同意を条件とする^{〔36〕}

四原則にしばられるなら調印は不可能である。調印を前提にしないなら出発はやめるべきだと、三团体としての原則

的立場から一時は同日の出発中止を決定するまでになった。しかしそれにもかかわらず、一日も早く協定を締結すべきだとする業界の熱意を背景に、結局三団体の意見調整は成功し、代表団は予定通り北京に向け出発した。

これは池田が次のような決意を述べ、各代表が了承したからであると伝えられている。

「私としては、党の要望を受けた党員として、これを尊重するのは当然だが、民間団体である日中貿易促進議員連盟の代表であることも否定できない。私は、これまで、中国との貿易交渉にあたつてきだし、代表の皆さん意のあるところも充分承知しているので、その意を充分体して、協定締結へ全力をつくす決意をしている」⁽¹⁵⁾

この時、池田は本当に苦しかった。ここで断念すれば、この協定はタイミングを失し調印できない。第二次協定以来、日中貿易推進の旗振り役を務めてきた池田の『名声』も失墜することになる。さらに選挙も間近かに控え、協定が流れて無協定時代になれば、その責任はこれまでの経過から自民党にあると攻撃される。池田は帰国直後、その胸中をこう書いている。

「従つて一切の責任は自民党にある、として、そこへ追込もうとする政治的な謀略であると推し測つた。その程度の私は聰明さをもつてゐる」⁽¹⁶⁾

ならば自民党も梯子をはずすことはないとの読みがあつたのだろう。

北京での交渉は、当然難航した。中国側は、協定と覚書に日本側が同意したという前提で一行に対する招請状を出したつもりである。池田としては、その辺りのことが良く分かつていていた。北京到着後、中国側との全体会談に入る前に、池田は責任民と私的会談を、二月二十七日、二十八日、三月一日、二日と四回行っている。池田はこの四回の私的会談において、出発前自民党から課せられた四条件の修正要望について可能かどうか粘り強い折衝を続けた。しかし中国側には受け入れる余地はなかつた。⁽¹⁷⁾

中国側からすれば、出発日当日に自民党から四条件が出たことなど与り知らぬことだった。

池田の苦惱は大きかった。池田は社会党から参加した勝間田清一とも図り新提案を行うが、中国側は字句の修正ならともかく、前年十一月の合意内容を後退させるような修正には応じられないと突っぱねた。そして結局、最終的に日本側は、これまでの流れに従い、覚書原案をほとんど修正することなく調印に踏み切らざるを得なかつた。池田は最後に調印に踏み切つたことについて、帰国時、『朝日新聞』の取材に次のように語つている。

「通商代表団の出発に先立つて、自民党は『覚書』中の国旗条項の削除、その他四項目の要望事項を使節団に提示したが、結果からみて、この要望事項が生かされたと考えるか」との問い合わせに

「ある程度生かされており、政府、自民党の了解は得られると思う。代表団としては、そういう見通しがつけばこそ調印したのであり、政府、自民党には十分説明して了解してもらうよう努力するつもりだ」

また「『覚書』が無修正で調印される場合には、あなたから川島幹事長に事前に連絡することになつてははずだが…」との問い合わせには、

「北京でいちいち、いわゆる請訓外交のようなことができるものではない。それに党の要望はみたされたと考えた」
さらに国旗掲揚問題について、「自民党的要望にもかかわらず、覚書では、国旗掲揚の権利を認めたままに終つたが…」との質問に対し、

「自民党から強い修正の要望があつたことは承知している。しかし東京、大阪で開かれた中共見本市では、すでに中共国旗は掲揚されたのだし、北京その他中国各地の日本見本市でも日本国旗は掲揚された。こういう既成事実からみて、われわれは、この問題はもはや論議に値しないものとみた」と語つている。⁽⁴⁾

池田としてはいろいろ経緯はあつたものの調印した以上は、既成事実に基づき立論せねばならないので、ここでははなはだ強気で楽観的だ。

ところで交渉が急転直下、調印に到つたことについて、これまで岸内閣も事実上、事前に承認していたとする高市恵

之助・富山栄吉『日中問題入門⁽⁴⁾』もあったが、大方は池田の功名心のなせるものとの見方が主流だった。しかし一〇〇〇年七月に刊行された陳肇斌『戦後日本の中国政策』では、

「ウイルソン駐中英國大使代理が本省宛に書き送った報告には、北京に滞在していたある日本人関係者から入手した情報が紹介されている。それによれば日中妥結の一、二日前に岸首相から協定に調印するよう指示が届いた⁽⁴⁾」と記されている。つまり最終的に調印を指示したのは岸首相本人だったという。確かに岸は、先のインタビューで池田が中国に行く時には総理たる岸と打合せをやっているのかとの間に、「それはもちろん、外相の藤山君ともども十分打ち合わせて行った⁽⁴⁾」と答えているから、池田が北京で最後に岸の判断を仰いでも何ら不思議ではない。

その後の展開は周知のように、台灣国民党政府の猛烈な働きかけが功を奏して、結局第四次協定は中国側によって破棄される。この動きを池田との関連で口を追つてみてみよう。

三月十一日、池田首席代表、植木代表、自民党首脳会議で協定調印の経過を説明。大勢としては協定および覚書について諒承される⁽⁴⁾。

三月十四日、協定に調印した三団体は、協定実施のため各団体三名の代表を選出して九人委員会を発足させることを決める。また一両日中に、池田の斡旋に基づき岸首相と面会し、協定調印について支持と協力を得るよう要請することを決める。

三月十八日、池田ら三団体代表、岸首相に面会。

三月二十四日、池田、協定三団体を代表して協定に対し、政府の同意を要請する文書を手交（十八日の面会の際、文書提出を求めていたので、その提出を池田に一任していたもの）。

三月二十五日、岸首相、衆議院予算委員会で政府回答の確認を求められて、「書類が出たのが昨日なので書類検討中」と答弁。

三月二十六日、愛知官房長官、同じく予算委員会での質問に、「なるべく早い機会に」と回答。

三月二十七日、日華協力委員会常任理事の矢次一夫と池田、岸首相を訪問、その際、国民党政府秘書長・張群から矢次宛に「中共と貿易するのはかまわないが国旗掲揚の件は取り消して欲しい」旨の手紙が二十六日に届いたと報告。

四月九日、岸首相、政府回答を池田に手交。その内容は、「政府は日中貿易拡大の必要性にかんがみ第四次の民間『日中貿易協定』の精神を尊重し、わが国内諸法令の範囲内で、かつ政府を承認していないことに基づき、現在の国際関係を考慮し、貿易拡大の目的が達成せられるよう支持と協力を与える」というもの。

同日午後、愛知官房長官は記者会見を行い、政府回答に対する補足説明として、「政府としては現在中共を承認する意向なきこと言を俟たぬところであり、この民間取決めにより設置される民間通商代表部に対し特権的な公的地位を認められた所存はないが、この取決めの民間団体による取扱いに関しては、わが国と中華民国との関係その他国際関係を尊重し通商代表部の設置が事実上の承認ではないかとの誤解を起さしめないよう配慮するとともに、国内諸法令の定める範囲内において支持と協力を与える所存である。なお政府としては中共を承認していないから中共のいわゆる国旗を民間通商部に掲げることを権利として認めることが出来ないのは当然である」⁽⁴⁵⁾との談話要旨を発表した。

同日、三団体は中国国際貿易促進委員会・南漢宸主席に政府回答を打電した。また社会党の日中國交回復特別委員会は、翌十日に会議を開き、政府回答と官房長官談話を検討した。会議では政府回答と愛知談話を別個のものと考えるか、不可分のものと考へるかの趣旨の討議になり、また社会党が態度を保留したにもかかわらず、議連として中国宛に政府回答を打電したことは納得がいかないという意見もあつた。討議ののち、「政府が三団体に交付した第四次日中貿易協定支持の回答については、これを諒とするも、その後の愛知官房長官談話は、政府回答の趣旨に反するものであつて容認できない」という声明を発表した。

一方池田は、「首相の回答は極めて妥当であり、中国側も日本政府の真意を了解すると思う」と述べているが、愛知談話

についてはふれていない。四月十三日、中国国際貿易促進委員会・南漢宸主席は、日本側日中貿易三団体に書簡を送り、「(政府回答は)日本政府が第四次協定の実施に対し当然執るべき明確ないかなる保証も提示していないばかりでなく、これを破壊しようとする意向のあることを示している」として、この政府回答の受け取りを拒否する旨通告してきた。書簡の中で中国側は六項目にわたる反論を加え、日本政府は屈辱と不平等な条件のもとで、中国はどうしても日本と貿易をやらざるを得ないのだと考えているようだが、現在の中国は二十年前の中国ではないと反発した。⁽⁴⁵⁾

これに対し、日本側は外務省を含めた政府筋の見解を同夜発表、「日本が中共を承認していない以上、政府の表明した考え方はいざれも当然のことだ、こういう点について中共が非難するのは当を得たものではない。いまの時期に中共がこのような反撃的な出方をしてきたうらには、日本政府を國府と中共との板バサミにさせ、また近く行なわれる総選挙の際、政府・自民党をけん制するねらいもうかがわれる」と反論した。

こうしたやり取りの中で、池田は、「中国側は解散一総選挙を迎える日本側の政局をにらんで、政治的意図からこうした態度に出たのであろう。つまり総選挙にさいして社会党の援護射撃をしようとしているのだ。早急に議員連盟や三団体の会合を開いて社会党などとも話し合うが、こうとなつたら、岸首相の回答や愛知官房長官の談話を白紙に戻させたり修正させたりはしない」と中国側に強く反発した発言をしている。⁽⁴⁶⁾

二次協定以来、党派を超えた日中貿易の発展のために努力してきたかつての池田正之輔の面影はなく、十年後の一九六八年に出版する『謎の国・中共大陸の実態』で思い切った中国批判を展開する出発点になつた発言とも言える。

日中間で緊張関係が続いている中で、翌月二日、長崎の浜屋デパートで開催された中国切手・切り紙展の会場に飾られていた中国国旗が右翼の青年によつて引きずり下ろされるといつわゆる長崎国旗事件が発生した。政府は、中国国旗は国旗として承認していないとし、軽微な犯罪として取り扱つたため中国側は激怒し、日中関係は一挙に悪化した。この事件からまもなく自民党は幹事長通達を出し議員連盟から自民党員の引き上げを決定する。池田もこれに従つて離脱、

日中関係から手を引くことになり、以後再び中国に渡ることはなかつた。

では、池田はどうしてこのような態度をとるようになったのかを考えてみたい。もつとも辛辣な見方は古川万太郎で、『戦後日中関係史』に、「鳩山側近からすでに岸派に鞍替えしていた池田は、この第四次協定をめぐる紛争を機に、それまでの立場を一転させ反中国に回るのだが、池田と共に日中貿易促進に活動していた関係者（複数）は、池田の「転向」を『機を見るに敏な男だけに、岸内閣の登場で、最早日中貿易にうまみがないと見切りをつけたのだ』とみていた」と書いていている。

確かに池田は鳩山辞任後の後継争いの中では岸支持で奔走したが、これは師と仰ぐ三木武吉の考えに基づくもの。池田の秘書を長く務めた相馬大作によれば、岸とは、戦前、岸が商工省の役人だったころから、池田は報知新聞の重役として紙の割当てを巡つて交流があつたと聞いていた。⁽¹⁾

池田の「転向」の理由については、もちろん古川の書くように、見通しの不透明な日中貿易に見切りをつけたという面もあるうが、まず池田が取り組んできた交渉経過から考えるのが順当だろう。協定にあるように、この協定の成立には双方がそれぞれ政府の同意を得ることが前提になつていた。池田にしてみれば、そのステップが分かっていたので、当然政府の同意文書はどうあるべきか考えて案をもつていたということである。

池田によれば、「後日日本政府が発表した同意書は、雷君が原案を持つてきたもので（この原案は私の手許にある）二人で相談して作ったものであつて、その内容をそのままに、わが政府は同意書として発表したもので、それに対し中共がケチをつけてきたものである」と書いている。⁽²⁾これが事実かどうか、雷任民の原案なるものが本当に実在するのかどうかーなぜその原案を写真に撮つて『日中貿易交渉秘録』に載せなかつたのか疑問が残る。それが事実だとしても政府同意書は、玉虫色の文書である。解釈如何によつてはどうにでもとれる内容である。

しかしこの曖昧な文書に対し、官房長官談話は、これは、こう理解するのですよ、と日中関係改善の気運に危機感を

もつて猛烈に巻き返しをはかつてきた台湾の国民党政府に配慮した内容となつた。すなわち、「わが国と中華民国との関係その他国際関係を尊重し通商代表部の設置が事実上の承認ではないかとの誤解を起さしめないよう配慮する」とか「政府としては中共を承認していないから中共のいわゆる国旗を民間通商部に掲げることを権利として認めることが出来ないのは当然である」とか、改めて念を押されれば中国としても「ゲチ」をつけるというか、納得できぬことは理解できる。

現に池田は、北京で協定調印後、雷に「国旗掲揚の件を発表する時は、どうか中共側を刺激しないように、くれぐれも注意して下さいよ」と言われたと書いている。^(註) 加えて台湾の国民党政府からの干渉ぶりは逐一新聞紙上に出ていたから官房長官談話は、中国側からは、まさに日台合作の産物とみなされていたのである。

中国側にしてみれば、アメリカの占領下にある日本が台湾の国民党政府と国交を結んだのは仕方のないことである。しかし日中戦争の経過を考えれば、日本は、何時までも現状をそのまま肯定するのではなく、いずれ正常な関係にもつてゆくべく段階を踏んでゆくことを期待していたのである。

だが日本側は中国も経済復興期にあるので貿易相手として日本を必要としているはずと、尊大な態度で対応したので、当然中国側は反発した。岸は後に、「一応中共も体面上権利として主張するかも知れないが、実際の利害関係からは貿易のほうを進めるはずで、国旗問題についても固執しないだろう」という見通しだった。したがつて愛知声明を出すことによつて、第四次協定の破棄といった結果になるとは予想していなかつた」と述べている。^(註)

見とおしが甘かつた。これは政府当局者や池田だけでなく、当時のマスコミも同様である。

南漢宸主席の電報に対するわが国マスコミの反応はどうであつたか。たとえば朝日新聞は、十五日付けで「行き過ぎた中共の非難」と題する社説を掲げ、政府の回答に対し、南漢宸氏が偽りの支持と協力だとして非難しているとし、「これは、公平に見て、中国側の言いすぎではなかろうか」と述べ、愛知官房長官談話にても、「現在日本が國府と外交関係を維持しており、北京政府との間に国交を結んでいない」という現実からすれば、やむをえないことと言つばかりはない」と突き放

している。

中国は、この後五月九日に、陳毅外相が、岸内閣の第四次協定と国旗事件に関する対中政策を批判する談話を発表し、日中貿易は中断に追い込まれるが、五月十一日付け朝日新聞社説は、「中共に事実の直視を望む」と題して（陳毅外相の非難に対し）「如何にも攻撃のための攻撃に終始して、事実にもとづいていないと思われる点の多いことなど、日中関係の将来にとって憂慮すべきもののあるのは、遺憾といわざるを得ない」と述べ、国旗事件についても、「その本質は、いわばどこの国にでも起こりがちの、無思慮な一青年の衝動的な行為である」と断定している。

また当時親中派とも言うべき文化人、財界人も中国側の対応に戸惑つたようだ。たとえば後年、日中学術交流に尽力し日中協会会长などを務めた茅誠司は、朝日新聞のコラム「きのうきょう」で、「事がここまで来てしまった原因は様々あるようである。日本側にも数々の手落ちがあるし、また中国政府が殊更にこの総選挙の最中に日本政府を非難する声明を出したことも十分その政治的意図を疑わせる根拠となる」と書いている。

こうしたマスコミや有力者のこの間の状況に対する考えがあつたからこそ、池田も強気になり、自らを信じたのであろう。

何より冷戦時代真っ只中のことである。池田も自民党という枠の中で政治生活を送っている以上、この枠組みからぬけだすことは出来なかつた。この時の池田の「転向」は、當時それほど不自然ではなかつた。わが国が台湾問題に決着をつけることが出来たのは、それから十四年後の一九七二年だからである。

第五節 汚職事件に遭遇

その後の池田は持ち前の鼻っ柱の強さによって、岸の側近として力をつけていった。だが日通事件によつて再起不可能となるわけだが、具体的な状況を、元検事藤永幸治の著書、『特捜検察の事件簿⁽⁵⁾』によつてみる。

かねてから日本通運の経理に不正があるという風評をつかんでいた東京地検特捜部は、昭和四十二年（一九六七年）十月三十日、日通の系列会社を脱税容疑で家宅捜査した。さらに日通本社の捜査を進める中で、日通社長・福島敏行が所有する熱海の別荘工事代金が日通から支払われていることなどが判明、さらに乱脈経理が明らかになり、翌四十三年（一九六八年）四月には福島社長と西村猛男副社長などが逮捕された。

この事件の背景には、日通の独占体制を打破しようと中小百余社の運輸業者が結成した全国通運業連合の存在があった。彼らは昭和三十四年（一九五九年）、全国通運を設立し、資本・信用を強化して政治的、経済的に日通の独占体制に揺さぶりをかけていた。食糧庁が昭和四十三年（一九六八年）から全国通運による米麦の輸送参加を認めたため、日通は独占維持のために、政・官界への工作を始めた。特捜部はこのような状況と、日通のかねてからの乱脈経理に着目し、日通首脳による政治献金にねらいをつけたのだった。まず同年六月四日、日通労組出身で日通議員といわれていた大倉精一参議院議員を逮捕した。

ついで福島社長らの供述から池田が、社会党に対する工作の報酬として現金三百万円を受け取っていたことが明らかになつた。福島らは衆議院議員・猪俣浩三（社会党）が衆議院予算委員会で日通事件を追及すると知ると、それをやめるか手加減してもらうよう池田議員に働きかけてほしいと依頼し、その報酬として、昭和四十二年（一九六七年）十一月下旬ごろ、池田の事務所内で池田に現金三百万円を贈賄し、池田議員はこれを收賄したという嫌疑だった。

池田は翌昭和四十三年（一九六八年）六月、在宅のまま起訴された。池田の起訴については疑問とすべき点が数多くあると池田周辺では指摘しており、特に重要な点として三つ挙げている。⁽³⁸⁾

第一点は池田への政治献金三百万円は、日通の帳簿と、池田の主宰する内外事情研究会の帳簿にも記載されている。第二点は日通事件に関与した国会議員は約百名とされるが、日通帳簿から池田への献金の事実が発見されるや、地検は他の全議員の取り調べを打ち切り、刑事責任の追及と氏名の公表も行わなかった。

第三は約百名の中で二名だけが起訴されたことである。

現職の国会議員が収賄で起訴され、実刑が確定した事件として有名なこの事件の背景については意外と知られていない。藤永の前記著書にも池田と捜査を指揮した河井信太郎検事の論戦は取り上げられているが、池田の主張は紹介されていない。この「事件」には、実はこんな伏線があったという。池田が検察との「戦い」の経過をまとめた書『わが闘争』によれば、昭和四十二年（一九六七年）十一月、当時の検事総長馬場義統は、定年退官にあたって、自らの派閥を温存するため、前例や慣習などを無視し若返り人事という美名のもとに自分の後任総長に当時、法務事務次官の竹内寿平を推薦し、さらに竹内の後任人事に最高検刑事部長の大沢一郎を、さらに当時東京地検検事に就任して、わずか半年ばかりしか経っていない河井信太郎を、東京検事正に推薦することを企画し、法務大臣田中伊三次の同意を求めた。田中法務大臣は馬場の進言を入れ佐藤栄作総理大臣に報告、了承を得た。⁽³⁹⁾

池田は、この人事を知るや、馬場構想の実現は検察史上の汚点であり内閣の人事の大失敗である、当然佐藤内閣存立の重大事とみて佐藤首相に進言、田中法相の人事内定を覆した。

この報復が、池田起訴の原因だつたと池田側は主張する。「河井信太郎を指揮官とする捜査陣は日通帳簿に池田の名前を発見するや、当時すでに捜査線上で取り調べを受けていた数十名の国会議員の捜査を中止した。当面の敵である池田を逮捕、起訴に持ち込んでその政治生命を断つともくるんだ」というわけだ。

業者が何の見返りも期待しないで献金することはなく、もとより池田の収賄は肯定できるものではないが、日通がばらまいたのは約百名の国會議員であり、池田にはなぜ俺と大倉議員の二名だけがという気持はあつたろう。

終節 功績と限界

日通事件による有罪判決に対し、池田は上告したが、その間に行われた総選挙では落選してしまう。そして昭和五十二年（一九七七年）には上告棄却による刑が確定する。刑の執行は老齢と持病のため停止となつたものの、池田の晩年は寂しいものであつた。昭和六十年（一九八五年）の夏頃から池田は体の不調を訴えるようになり、翌年には持病の腎臓病が次第に悪化、三月二十七日、午後一時五分、東京港区の東京慈恵医大付属病院で死去した。享年八十八歳だった。二十九日正午より品川区西五反田の桐ヶ谷斎場で告別式・葬儀が営まれた。葬儀では、福田赳夫元総理大臣、板垣清一郎山形県知事、相馬大作酒田市長が弔辞を述べた。

池田死去の報に接し、中日友好協会は次のような弔電⁽⁶⁾を寄せた。

池田正之輔先生ご逝去の報に接し、深く哀悼の意を表します。

先生は一九五〇年代から中日関係を改善し、両国の経済貿易の発展を促進するため積極的に努力されました。われわれは先生が中日貿易発展のためになされた貢献を永遠に忘れません。池田正之輔先生の御遺族の皆様に、われわれの衷心よりの慰問の意をお伝え下さいますようお願い致します。

一九八六年四月三日

弔電は、日中貿易関係の発展に貢献したとして池田を評価しており、注目に値する。なぜなら、これまで見てきたように第四次貿易協定に対する日本政府、とりわけ愛知官房長官談話が発表されて以降、池田の中国側に対する批判の言論は激烈を極め、それゆえに、前記古川万太郎の『日中戦後関係史』をはじめ、同書の影響からか、その後出版された関係書籍⁽²⁾たとえば若宮啓文『戦後保守のアジア観』でも、「日中関係が断絶すると、（池田は）『反中国』に転じてしまふ。通商代表部の設置を取り決めた第四次協定をめぐる五七年の訪中で、日中両政府の板挟みにあつた厳しい交渉に、嫌気がさしたのが一因だつたようである」と書かれるなど、池田の「転向」は有名だからである。

長崎国旗事件以降、自民党は幹事長通達で、日中貿易促進議員連盟からの脱退を決めたので、池田は自ら結成に参加した議員連盟を退き、その後は、一九六四年十二月、自民党内の親台湾グループによつて組織されたアジア問題研究会に属するようになる。この研究会は、当時の佐藤内閣の一時的な中国寄り姿勢を心配した賀屋興宣、灘尾弘吉、毛利松平など親台湾派国會議員が中心になり組織したもの。研究会は党的外交調査会への影響力を行使し、外交政策に関する中間報告の中で、「平和友好国でない中国の国連加盟への反対、台湾の国連議席擁護、共産圏貿易の拡大反対」などの立場を明確に主張した。翌年一月になると、今度は、宇都宮徳馬、川崎秀一、久野忠治などが中心になり親中国派のアジア・アフリカ問題研究会が結成された。こちらは、中国の国連加盟、大使級会談などを通じた日中両国政府の接触、日中貿易の政府間交渉による拡大などを主張し、アジア問題研究会と真っ向から対立した。

かつて日中貿易の拡大発展のために努力していた池田は、アジア問題研究会を足場に、今度は一転して日中関係の打開について慎重論を墨守した。たとえば一九六八年に朝日新聞紙上で宇都宮徳馬と論争した際、（敗戦後）民間人が無事に帰国できたのは蒋介石のお陰と件の恩義論を述べるとともに、「中国は秦の始皇帝以来、外国に攻めていかなかつたのは、隋、唐、宋の時だけだ。こんな国は他にない。歴史から見ると決して平和的な民族とはいえない」と断じ、宇都宮か

ら、中国が歴史からみて侵略的国民だという断定は慎んだ方がよいと奢められるほどだった。⁽¹³⁾

次に池田の著述活動にふれておこう。

池田は一九六三年四月に週刊時事誌『世界週報』に「日中貿易の限界を探る」を発表した。七頁ほどの文章だが、池田が長年にわたり貿易協定交渉に携わってきただけに注目され、「世界二十数カ国の新聞、雑誌に紹介され大きな反響を呼んだ」⁽¹⁴⁾といふ。しかし、内容は、中国は原始的な農業が陥落になり、発展は望めず、中国との貿易に期待を寄せるのは錯覚だとして当時の世論に水を掛けるとともに、自らが関わった貿易協定交渉について、「一九五七年の第四次協定の時から急に政経不可分とか日本の中国敵視政策といったことを言いだし、きわめて強硬な態度をとるに至つた。それは何故か？その政治的背景を見る必要がある」⁽¹⁵⁾として、「当時中国では陳毅外相の強硬派と周恩来との穏健派との間で意見の不一致があり、これは私の推測であるが、とにかく中国の国内事情から決裂になつたと判断すべきである」と決裂の原因が一方的に中国側にあると断定している。

池田は、一九六九年に初めての著作として『謎の国・中共大陸の実態』を発表した。同書は「漢民族の膨張と侵略」、「意外に乏しい産業資源」とかが、各章立てで解説されており、当時の保守陣営の中国観を代表したものと言える。付録として「日中貿易交渉秘録」があり、「協定を破棄したのは中共」、「誤解された長崎国旗事件」などを小見出しにして記述されている。

さらに一九七一年には、『シナ民族の解明』を刊行、本書は、「(日本の)シナ学は)儒教の經典を鵜呑みに、シナを“理想的な国”または“聖賢君子国”として理想化した点が多かった」ので、そうした「シナ誤解の盲点をつき、あるいは空白を埋めて、まったく別の角度から、シナ民族性の解明を試みようとした」とのこと。「科学精神の欠如した民族」とか「殘忍な民族性」とかの言葉が踊り、中国は理想とは正反対にある国であると強調している。一九七一年の段階で中国について、わざわざシナという呼称を用いていることは特異なことで中国に対する蔑視觀を示していると言わざるを得ない。

国交正常化後の一九七五年に刊行したのが『中国民族の特性』で、前二著に較べると、ずっと穏やかな内容になつており、出土文物など中国の悠久の歴史に関心が高まつていた状況の中で、「日本のシナ学者や中国通と称する人々が文化的一面のみに幻惑され、謳歌し、こうした一般数億民衆の生活の実態を、あえて知らしめようとしなかつたことを痛感する」と、刊行の意図を述べ、当時の中国の動向についての批判は影を潜めている。最後の『中国民族の特性』を除く一連の著作は、中国が次第に国力を増し、国際的な影響力を強めてゆく中で、それを評価する世の大勢に対し、疑問を投げかけることが狙いになっている。こうした言論活動を見る限り池田は「反中国」と言われても仕方なく、いわゆる日中友好の「井戸を掘った人」の範疇に入れるには無理がある。

では先の池田の死去に対し、中日友好協会はなぜこのような弔電を寄せたのだろうか。この疑問を筆者は相馬大作に聞いてみた。相馬の返答はこうである。

相馬は、かねて中国の池田に対する評価に不満であった。中国が池田を名指して批判したわけではない。日中の国交正常化が成つて以降、中国の要人たちが言い出したいわゆる「中日友好の井戸を掘った人々」の中に池田が入れられていないという不満なのだが、相馬は、これを訪中の折、北京で中日友好協会の孫平化にぶつけた。

相馬には、池田や自分たちも両国の貿易関係の維持・発展のため努力してきたという自負がある。中国の代表団を迎えてホテルで警備にあたつた日々が思い出された。当時右翼の嫌がらせがあり、相馬ら議員秘書も貿易団体の職員などと交代で任にあつた。孫は、当時を回想して恐縮がり、相馬らが羽田空港に帰着したとき、わざわざ駐日大使が出迎えに駆けつけるという気配りをみせ、相馬は驚かされたという。

これが池田が死去する二年前、一九八四年七月のことである。文化大革命をはさみ二十数年の歳月が流れている。中国もかつての「反中国」派、いわゆる台湾ロビーだった矢次一夫らを招待し、さらに岸信介元首相までも招待しようという動きがあつたほどだ。台湾の統一工作のためこれまでの台湾派をふくめ広範な人たちを味方に付けておきたいとい

考えから、過去に拘らない柔軟な姿勢を打ち出してきていた。だからこの弔電に大きなメッセージがあると見るのは早計だろう。筆者は、日中友好議員連盟の事務局長だった上村幸生（故人）が、池田の限界は限界として認める一方池田の実行力を大いに評価して、中日友好協会に弔電発出の要請を行い、中日友好協会が上村の要請ならと応じたとみる。さて池田の業績だが、確かに池田は第二次から第四次までの日中貿易協定交渉に日本側代表団長として参加し活躍した。特に第三次協定で決められた見本市の相互開催は、その後何度も実施され、国交が未回復の時代にあって相互理解と貿易の促進に大きな役割を果たした。こうした功績はもちろん池田個人にのみ帰するものではないが、池田が果たした役割、功績は評価されしかるべきだ。

しかしこれまでみてきたように第四次協定に対する日本政府の対応をめぐる動きの中で、池田は岸内閣の政策から一歩も前に出ることができなかつた。

池田が石橋湛山や松村謙三が得た栄誉を獲得できなかつたのは、その活動時期が彼らより数年早く当時の政治情勢に規定されたからだろうか。否それは違うだろう。これは同じ保守党に属するとはいえ基本的な政治姿勢の違い、中国観の違いからくるものではないか。石橋は自分が内閣を組織した念願の一つは中国との提携をはかり、その力をテコとして世界平和を実現したかったと言いつているように日中関係改善への意欲をもつっていた。松村も学生の時、清時代の中国に出かけて以来、中国に強い親近感をいだいており、いわば良質な「アジア主義」ともいえる思想をもつていた。そうしたものが池田には欠如していたように思える。

池田は日中貿易交渉をめぐって繰り返し「当初中国側は政経分離でと言つてはいたのに後になつて政経不可分になりけしからぬ」と主張している。確かに当初は池田の言うように、国と国の交流が正面からできないのだから民間同士で貿易や文化交流を積み重ね、そのことがゆくゆくは政府を動かすことになるという期待が日本側のみならず中国側にもあつた。これは確かに池田の主張のとおりだろう。しかし第四次協定や長崎国旗事件をめぐっての日本政府の対応に中国はこ

これまでの態度を変えざるを得なかつたのである。周恩来首相は、一九五九年三月、浅沼稻次郎社会党書記長との会談の際、貿易中断に至る岸内閣の対応に触れた後、次のように語つてゐる。

「中国はこのことから多くを学んだ。日本国民と中国人民の友好的な往来を通じて、政府を動かすという道は通じないことを知つた。少なくとも岸氏の政策の下ではダメである。民間貿易を通じて両国の関係を回復し、政府同士の結びつきを作ることも実現できない。民間協定は彼が認めないことも破壊することも出来る。そこで昨年の四月から中国は態度を変えた」⁽¹⁹⁾

池田は政経分離という言葉にこだわるだけで近年の日中間の歴史に思いをはせ、新しい時代を展望した行動をとることができなかつた。池田は若い頃、張作霖追放、奉天城乗つ取り計画を夢見たというが、結局大陸浪人風の思考の枠から抜け出せなかつた。

池田は郷土庄内の新聞人から『遠心力の政治家』と評され、単なる地域代表的政治家でなく、たえずその行動範囲を外へ外へと振幅を広げてきたと言われる。⁽²⁰⁾もちろん地元のことを考えねば連続十回も当選できない。池田はそのはつたり、強引きによって政治力を發揮し、酒田北港開発、最上川架橋、国道及び圃場の整備、土地改良事業の促進など地元庄内の発展のため働いた。赤川土地改良区連合が、池田の功に報いるために銅像を贈つた。

これは当初東田川郡藤島町の赤川のほとりに建てられた。しかし池田の刑が確定したあと、地元で排斥運動が起り、打ち壊されるところだつたが、相馬らの奔走により現在の飽海郡八幡町芹田の光淨寺境内に移された。狭い境内の梅の木を背にその半身像はいまも残されている。

引用文献・資料

- (34) 細谷千博『日本外交の軌跡』日本放送出版協会 一九九三年 一四九頁
- (35) 岸信介・矢次一夫・伊藤隆『岸信介の回想』文芸春秋 一九八一年 二一二頁
- (36) 波多野勝編『編集復刻 日中貿易促進議員連盟関係資料集』龍溪書舎 一九九九年 一九五八年二月 二五日付け週報
- (37) 同右
- (38) 『新国策』一九五八年三月二十五日「特集・日中貿易の新展開をめぐって」
- (39) 一九五八年三月四日付け週報
- (40) 『朝日新聞』一九五八年三月一一日
- (41) 高市恵之助・富山栄吉『日中問題入門』岩波書店 一九六二年 六八頁
- (42) 陳肇斌『戦後日本の中国政策』東京大学出版会 二〇〇〇年 二六二頁
- (43) (35) 二二一頁
- (44) (36) 一九五八年三月一八日付け週報
- (45) 同右 一九五八年四月八日付け週報
- (46) 同右 一九五八年四月一〇日付け週報
- (47) 『朝日新聞』一九五八年四月一〇日
- (48) 『日中関係資料集』(一九四五—一九六六) 日中貿易促進議員連盟 一九六七年 一八四一—一八五頁
- (49) 『朝日新聞』一九五八年四月一四日
- (50) 同右
- (51) 古川万太郎『日中戦後関係史』原書房 一九八一年 一五三頁
- (52) 池田正之輔の秘書、元酒田市長相馬大作からの聞き取り(二〇〇〇年五月一一日)
- (53) 池田正之輔『謎の国・中共大陸の実態』時事通信社 一九六九年 三六五頁
- (54) 同右
- (55) (35) 二二一頁

- (56) 『朝日新聞』一九五八年五月一四日
- (57) 藤永幸治『特捜検察の事件簿』講談社 一九九八年 九四一〇一頁
- (58) 「池田正之輔」刊行委員会編『反骨の政治家 池田正之輔』刊行委員会 一九九五年 二二九一三〇頁
- (59) 池田正之輔『我が闘争』第一部 内外事情研究所 一九七〇年 六一七頁
- (60) (58) 一二三七頁
- (61) 同右 二八一頁
- (62) 『戦後保守のアジア観』若宮啓文 朝日新聞社 一九九五年 一三〇頁
- (63) 『朝日新聞』一九六八年五月一日
- (64) (58) 二二六頁
- (65) 『世界週報』一九六三年四月一六日 一五頁
- (66) 同右 一六頁
- (67) 『シナ民族性の解明―日本シナ学の空白を衝く』内外事情研究所 一九七一年 六頁
- (68) 『中国民族の特性』内外事情研究所 一九七五年 一六頁
- (69) 『朝日新聞』一九五九年三月一六日
- (70) 『現代庄内人名名鑑』同刊行会 羽陽社 一九六一年
- 以上のほか、(上) を含め下記の著書を参考にさせていただいた。
- ① 相馬大作『草鞋をつくつて二十年』住みよい酒田を作る会 (一九九二年)
 - ② 中川茂一『池田正之輔を語る』明日の農村を語る会 (一九六九年)
 - ③ 藤田清雄『冤罪と戦う―悲運の政治家 池田正之輔伝』俱戴天社 (一九八九年)
 - ④ 朝日新聞山形支局『山形の政治―戦後四十年ある地方政界』未来社 (一九八六年)
 - ⑤ 孫平化『私の履歴書―中国と日本の間に橋を架けた男』日本経済新聞社 (一九九八年)
 - ⑥ 島田政雄・田家農『戦後日中関係五十年』東方書店 (一九九七年)
 - ⑦ 内田健三『戦後日本の保守政治』岩波書店 (一九六九年)

- ⑧ 「戦後史開封」取材班『戦後史開封2』産経新聞ニュースサービス（一九九五年）
- ⑨ 田中明彦『日中関係1945—1990』東京大学出版会（一九九一年）
- ⑩ 波多野勝『戦後日中貿易の再開をめぐる政治的背景』『アジア研究』（一九九六年三月）
- ⑪ 緒方貞子・添谷芳秀訳『戦後日中・米中関係』東京大学出版会（一九九一年）
- ⑫ 入江昭『日中関係この百年』岩波書店 興梠一郎訳 岩波書店（一九九五年）
- ⑬ 増田弘『悔らず、干渉せず、平伏さず』石橋湛山の対中外交論』草思社（一九九三年）
- ⑭ 田川誠一『松村謙三と中国』読売新聞社（一九七二年）
- ⑮ 林代昭・渡邊英雄訳『戦後中日関係史』柏書房（一九九七年）
- ⑯ 添谷芳秀『日本外交と中国』慶應通信（一九九五年）
- ⑰ 日中貿易逸史研究会編『ドキュメント黎明期の日中貿易』東方書店（一〇〇〇年）

なお本稿は、拙稿「初期日中貿易先駆者—池田正之輔」（『中国研究月報』中国研究所 一〇〇一年五月）を大幅に加筆、敷衍したものである。